

下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市では、下関市総合体育館の供用開始に合わせ、長期的、継続的な運営基盤を確立するための財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（公共施設等の名称に、法人名等の愛称を付与する権利）を導入することにより対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、維持管理費用等を捻出することとし、これを支援頂ける法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1. 募集の概要

次の条件で下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナーを募集します。

わかりやすく市民に親しまれ、また、下関市総合体育館の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから設置条例等の例規改正は行いません。

(1) 対象施設

名 称：下関市総合体育館（以下「総合体育館」という。）

所在地：下関市向洋町一丁目11番1号

※詳細は別紙1のとおり

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額500万円以上

※消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※希望金額以上での募集とします。

※初年度（令和6年8月～令和7年3月）分は月割計算（千円未満切捨）とします。

(3) 希望契約期間

令和6年8月1日（木）から令和11年3月31日（土）まで

※愛称の使用を開始する時期は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

ア 施設の看板、銘板、敷地内サインの表示変更及び新規設置ができます。

ただし、変更及び新規設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のう

え決定します。

イ 施設内において、当該契約期間中、ネーミングライツ・パートナーの希望による広告の掲出を認めますので、希望場所及び方法等をご提案ください。

ただし、広告掲出の可否、内容、場所及びサイズ等の詳細については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議のうえ決定します。

また、イベント等主催者の都合により、広告看板のマスキングをさせていただきます場合があります。

ウ 当該施設内に設置予定のデジタルサイネージで広告（PR 映像等）を放映することができます（数回／日）。ただし、広告（PR 映像等）は、ネーミングライツ・パートナーが作成することとし、内容については市の審査があります。

エ ネーミングライツ・パートナーにおいて、自社の福利厚生の一つとして、施設の無償使用権を年1日付与します。また、これに係る施設利用予約の優先順位についても優遇します。ただし、利用条件や日程等については、本市とネーミングライツ・パートナーが協議、調整のうえ決定することとします。

オ 施設パンフレット等の印刷物（新規作成分）並びに本市ホームページの表示変更は、本市が速やかに実施します。

カ 施設の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページで公表することとし、本市の各種広報において愛称を使用するとともに、施設利用団体にも愛称の使用を働きかけるなど、愛称の普及に努めます。

キ 愛称について本市ホームページに、ネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ク その他、ネーミングライツ・パートナーにおいてネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議のうえ、法令等（法律、政令、省令、条例、規則、要綱等をいう。以下同じ）への適合を踏まえて決定します。

(5) 愛称の命名条件

ア 施設にふさわしい愛称と、わかりやすく市民に親しまれるものを条件とします。

イ 愛称に「アリーナ」及び「下関」という言葉を含めることを条件とします。また、上記条件について、表記（平仮名、カタカナ、漢字、アルファベット等）は問いません。

※ネーミングライツ・パートナーが、「維新商事株式会社」である場合の例

例：維新商事アリーナ下関

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- (ア) 法令等に違反しているもの
- (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (オ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- (キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (ク) 個人の氏名
- (ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

エ 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 必要に応じて条例上の名称を併記させていただく場合があります。

カ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。

キ 国又は山口県への補助金申請並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(6) 愛称等の表示と費用負担

ア 施設の看板、銘板及び敷地内のサイン等に愛称を使用することができます。看板等の変更及び新規設置については、ネーミングライツ・

パートナーが施工し、それに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

また、契約終了後の原状回復についてもネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

なお、看板等の設置工事等に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）、下関市都市公園条例施行規則（平成17年規則第263号）、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）及び下関市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第9号）に基づく各種手続きが必要となる場合があります。

イ 特典利用による広告の掲出期間は、愛称の使用期間中とし、広告看板の掲出は、ネーミングライツ・パートナーが施工し、その施工に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

ウ 道路標識、バス等の案内表示については、本市が道路管理者やバス事業者等へ確認を行い、変更が可能なものについては表示の変更を行うことができます。この場合、ネーミングライツ・パートナーが道路管理者やバス事業者等と協議のうえ、表示の変更を行うこととしますが、これに要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーが負担することとし、契約終了後の原状回復についても同様とします。

(7) 応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

イ 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人

ウ 道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する法人

キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当する法人

ク 下関市総合体育館の指定管理者の事業目的と競合する法人

下関市総合体育館は、指定管理者制度による管理運営を予定しており、候補者として次の事業者を予定しています。

指定管理期間：本施設及び駐車場の引渡日翌日以降 （令和6年7月予定）～令和21年3月31日まで
事業者：あすも下関株式会社 [運営] 美津濃株式会社

ケ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2. 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| ア 参加申出書（様式第1号） | 1部 |
| イ 企画提案書（様式第5号） | 7部 |
| ウ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
（原本）、印鑑証明書（原本） | 各1部 |
| エ 納税証明書（参加申込の日から、1月以内のもの）
下関市税…市税滞納なしの証明（原本）
国 税…納税証明書（その3の3）（原本） | 各1部 |
| オ 法人役員名簿 | 1部 |

(2) 募集期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月29日（火）まで

- ・郵送（書留に限る）の場合は、必着のこと。
- ・持参の場合は、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号
下関市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課 施設係

(4) 質問の受付

募集要項に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 受付期間 令和5年7月31日（月）午前9時から
令和5年8月21日（月）午後5時まで

イ 受付方法 質問書（様式第4号）に記入のうえ、ファクシミリ
又は電子メールにより「8. 問合せ先」まで提出して
ください。

ウ 回答方法 質問に関する回答は、随時ファクシミリ又は電子メー
ールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたしま
す。

(5) 参加資格の確認

上記（1）の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、令和5
年9月5日（火）までに、参加承認書（様式第2号）又は参加不承認書（様
式第3号）により通知します。

(6) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3. 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「下関市総合体育館のネーミングライツ・パートナー
選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、別紙2「審査方
法」により、審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

審査日程については、令和5年9月12日（火）から令和5年9月

15日（金）までを予定しています。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者は、令和5年9月22日（金）までに選定し、その結果については、全ての応募者に審査結果通知書（様式第6号）で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

(3) 優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）の定める手続に従うこととなります。そのうえで契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4. ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。なお、分割して支払うことはできません。

5. リスク負担

(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

新規に設置した看板、銘板、表示サイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとなります。

(2) その他のリスク

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6. 契約の解除

愛称の使用期間中に愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解

除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

7. 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則としてその8月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないときは、当該愛称使用期間の満了後も同一条件で契約を更新するものとします。この場合において、更新後の契約期間を1年間とし、以後同様とします。

8. 問合せ先

〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号

下関市 観光スポーツ文化部 スポーツ振興課 施設係

電話番号 083-231-2789

FAX番号 083-231-2746

電子メールアドレス kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp